

## 8. 自立支援医療・その他の医療制度

### < 自立支援医療とは >

自立支援医療	内 容	対 象	窓 口
<b>更生医療</b>	<p>身体障がい者の障害の程度を軽くしたり、障害を取り除いて日常生活や職業能力を高めるために医療が必要な場合に、その医療費の一部(一般健康保険の自己負担分)を公費で負担します。</p> <p>※ 適用範囲があります。(人工関節置換術、ペースメーカー埋込術など)</p> <p>※ 更生相談所の判定が必要になります。</p> <p>※ 指定自立支援医療機関でのみ対象になります。</p>	18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている人	障害福祉課
<b>精神通院医療</b>	<p>精神障がい者の通院医療を促進し、かつ適正医療を普及するため、通院治療に要する費用を一部公費で負担します。</p> <p>※ 指定自立支援医療機関でのみ対象になります。</p>	精神疾患の治療のため、継続的に通院している人	障害福祉課 こども福祉課
<b>育成医療</b>	<p>身体に障がいのある児童に対し、早い時期に治療を行うための制度です。</p> <p>対象となる疾病は以下のとおりです。</p> <p>①腎臓障害②心臓疾患③肢体不自由④その他の内臓障害⑤聴覚障害⑥音声言語そしゃく障害⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害⑧肝臓障害⑨視覚障害⑩小腸機能障害</p> <p>※ ただし、障害により適用範囲が異なりますので、詳しくはお問合せ下さい。</p> <p>※ 指定自立支援医療機関でのみ対象になります。</p>	18歳未満で左記の疾病に該当する児童	こども福祉課

### < 利用者負担と軽減措置 >

- 所得に応じ、月ごとに負担上限額を設定しております。ただし、この負担上限額がひと月あたりの医療費の1割を超える場合は、自己負担は1割となります。なお、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人(高額治療継続者<いわゆる「重度かつ継続」>)にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。
- 世帯の範囲は住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。
  - 〔・健康保険の人の場合→被保険者の所得によって負担上限月額を決定します。〕
  - 〔・国民健康保険の人の場合→世帯内の被保険者全員の所得によって負担上限月額を決定します。〕
- 入院時の食事療養費又は生活療養費(いずれも標準負担額相当)については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。

所得区分		1ヶ月の自己負担上限額	
		高額治療継続者該当者 ※1	高額治療継続者に該当しない者
生活保護	生活保護世帯	0円	左に同じ
低所得1	市民税非課税世帯 (本人の収入が80万円以下)	2,500円	
低所得2	市民税非課税世帯 (本人の収入が80万円超)	5,000円	
中間1	市民税(所得割額) < 33,000円	5,000円	医療保険の自己負担限度額
中間2	33,000円 ≤ 市民税(所得割額) < 235,000円	10,000円	
一定所得以上	235,000円 ≤ 市民税(所得割額)	20,000円	公費負担の対象外

※1 高額治療継続者(重度かつ継続)の範囲については以下のとおり。

① 疾病・症状等から対象となる人

- ・更生医療・育成医療・・・腎臓機能、小腸機能、免疫機能または肝臓機能に障がいのある人
- ・精神通院医療・・・統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害もしくは薬物関連障害(依存症等)の人または集中・継続的な医療を要する人として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した人。

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる人  
医療保険の多数該当の人

<申請書類>

○ 自立支援医療費支給認定申請書

(個人番号の記載が必要です。必要な書類はP11をご覧ください。)

○ (受診者が記載されている)健康保険証のコピー

○ (精神通院医療の人)診断書、(更生・育成医療の人)医師の意見書 ※所定の様式があります。

○ (年金や手当などを受給している人)年金証書や年金振込通知書、特別児童扶養手当の証書等

○ (伊丹市に転入してきた人)課税証明書を前居住地で発行していただく場合があります。

**市県民税の未申告の人は必ず市民税課にて申告してください。**